**◇　第三者加害事案に関する必要書類**

**※　第三者がからんだ災害であっても、相手方に一切の過失がない場合は第三者加害事案には該当しません。第三者加害事案に該当するか判断しかねる場合には当基金へご相談ください。**

|  |  |
| --- | --- |
| 相手方との交渉状況 | 必　　要　　書　　類 |
| 相手方が治療費等を全額支払うとした場合　 | （１）第三者加害報告書（免責）（２）第三者加害事案における療養費の負担方法及び　　交渉状況について・交渉状況報告書（３）事故発生状況報告書（４）交通事故証明書（写し）　※　原本の提出は不要です。写しの提出が難しい事情がある場合には、当基金へご相談ください。　※　交通事故以外の場合には、上記（３）及び（４）の書類は不要です。（５）誓約書（６）第三者加害事案現状（結果）報告書 （免責）（７）示談書及び示談内容の費目別明細書（写し）　※　認定請求時に示談を締結していない場合は、（６）及び（７）は、示談締結後に速やかに提出してください。 |
| 相手方が治療費等　を支払わない場合 | 交通事故 | （１）第三者加害報告書（補償）（２）第三者加害事案における療養費の負担方法及び　　交渉状況について・交渉状況報告書（３）事故発生状況報告書（４）交通事故証明書「人身事故」（原本）　※　人身事故の届け出をしたものの、何らかの事情により警察にて受理してもらえなかった場合には、人身事故証明書入手不能理由書の提出が必要となります。（５）誓約書（６）確認書又は確約書　※　確認書及び確約書が提出できない場合は、確認書（確約書）提出不能理由書を提出してください。（７）第三者加害事案現状（結果）報告書 （補償）（８）示談書及び示談内容の費目別明細書（写し）※　示談締結前に示談書（案）の送付をお願いします。 |
| 暴力事件 | （１）第三者加害報告書（補償）（２）第三者加害事案における療養費の負担方法及び　　交渉状況について・交渉状況報告書（３）誓約書（４）確認書　※　確認書が提出できない場合は、確認書（確約書）提出不能理由書を提出してください。（５）第三者加害事案現状（結果）報告書 （補償）（６）示談書及び示談内容の費目別明細書（写し）　※　示談締結前に示談書（案）の送付をお願いします。 |

【相手方に治療費等を求償できない場合について】

任命権者等が相手方に求償することが妥当でないとされた場合であっても、基金が求償することが妥当であると判断した際は、交通事故証明書（原本）等必要な書類の提出を依頼しますので、速やかに提出してください。

【補償事案における示談締結について】

　　被災職員が相手方と交わす示談書には、地方公務員災害補償基金が相手方に対して、治療費及び障害補償等を過失割合に応じて求償する旨を明記させてください。

また、その内容を示談締結前に当基金へ示してください。

【基金に対して障害補償等を請求する場合】

　　後遺障害等について、基金に対して障害補償等の請求を行う場合は、相手方から既に同一の事由による賠償を受けている場合は、その内容についての書面を提出してください。

※　相手方から基金が行う補償の事由と同一の事由につき損害賠償を受けたとき、基金はその価額の限度額において補償額の調整を行います。

【弁護士に委任している場合】

　　基金から直接委任弁護士へ進捗状況等の照会をするため、同意書の提出をお願いする場合があります。